札幌市消防局からのお知らせ

SAPPORO



その建物で民泊を始めて大丈夫ですか？

届出の前に、次のチェック項目を確認してみてください。

- □ あなたの民泊が受ける消防法の規制を確認しましたか？
- □ 共同住宅の場合、建物にほかの民泊がないか確認しましたか？
- □ 営業開始前に、消防設備の専門業者へ相談しましたか？
- □ 民泊の届出に「消防法令適合通知書」を添付していますか？

消防法に違反している民泊には、さまざまな危険性があります。

- ！ 火災時に必要な消防設備がないことで、宿泊者の人命に関わる甚大な被害につながることがあります。
- ！ 建物に設置されている消防設備の点検報告の頻度が3年から1年になるだけでなく、建物全体に新たな消防設備が必要になり、入居者間のトラブルに発展することがあります。
- ！ 営業開始後に法令違反が発覚した場合、消防機関から改善命令を受け、違反に関する標識が建物に掲示されることがあります。

このようなリスクを避けるため、裏面をご覧ください。

消防法の規制は建物によって違います！



建物は戸建て？共同住宅？

戸建て

家主同居タイプですか？
（家主が不在にしないかつ宿泊室50㎡以下）

はい

いいえ（不在または50㎡以上）

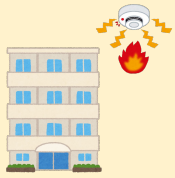
一般住宅扱い

住宅用火災警報器の定期的な点検をお願いします！

宿泊施設

営業開始には、新たな消防設備が必要です！

共同住宅



あなたの民泊を含めて、
建物にあるすべての民泊が家主同居タイプですか？
（家主が不在にしないかつ宿泊室50㎡以下）

はい

・いいえ（不在となる部屋がある）
・わからない

共同住宅扱い

共同住宅に求められる設備の維持管理をお願いします！

宿泊施設複合建物

建物全体に、新たな消防設備の設置が必要な可能性があります！



宿泊施設（宿泊施設複合建物）に該当する場合は、全体に新たな消防設備が必要になる場合があります。
必要な設備の種類や具体的な位置は、入居する部屋数や階数などによって変わりますので、**必ず事前のご相談をお願いします**　。

（必要な消防設備の例：自動火災報知設備、誘導灯、消火器など）

札幌市消防局公式キャラクター　かさいまもり

共同住宅の場合は要注意です！（建物全体への影響はありませんか？）

共同住宅の一部を民泊にする場合は、「あなたが届出する民泊」だけでなく、「**建物にある宿泊事業すべて**」で、必要な設備などを判断することになります。

そのため、「**自分の部屋以外に、民泊になっている部屋がないか**　」を十分ご確認ください！

確認せずに営業を開始すると、設備設置や点検の実施などを巡り、入居者間のトラブルに発展することがあります。

民泊情報は、
民泊ポータルサイトを
チェック！

消防設備業者へのご相談にご協力ください。

これから民泊の届出を検討している方

消防設備の設置に関するご相談は、専門の設備業者へ、お早めにお願いします。
消防署では、費用などのご相談は受けられません。

消防法令を確認する前に民泊の届出をしてしまった方

営業開始前までに、民泊を行う建物がある区の消防署にご相談ください。
相談の際には、建物の図面など、面積が分かる資料をお持ちください。

消防法上の罰則があります。

未設置のまま営業している場合、消防機関から設備の設置命令を受ける可能性があります。
この命令に従わない場合、消防法に基づき罰則（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

お問い合わせ先

住所：札幌市中央区南　4条西10丁目

電話番号：011-215-2050

開庁時間：8:45～17:15
※土日祝日を除く平日

札幌市消防局HP